

# 特定外来生物に係る特定飼養等施設の基準の細目等（告示事項）改正の概要

## 1. 改正の趣旨

(1) 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号。以下「法」という。）は、生態系等に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある外来生物を特定外来生物として政令で指定し、その飼養等を原則として禁止している（法第4条）。

ただし、例外として、法第5条第1項の主務大臣の許可を受けた場合には、特定外来生物の飼養等を行うことができることとしており、当該許可の要件として、特定外来生物の性質に応じて主務省令で定める基準に適合する飼養等施設（以下「特定飼養等施設」という。）を有すること等の基準が設けられている（法第5条第3項から第5項まで）。その詳細については、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則（平成17年農林水産省・環境省令第2号）に定めるほか、同規則第5条第2項、第7条及び第8条の規定に基づき主務大臣が定める次に掲げる告示において当該基準に係る細目を定めている。

環境大臣が所掌する特定外来生物に係る特定飼養等施設の基準の細目等を定める件（平成17年環境省告示第42号。以下「環境省告示」という。）

環境大臣及び農林水産大臣が所掌する特定外来生物に係る特定飼養等施設の基準の細目等を定める件（平成17年農林水産省・環境省告示第4号。以下「農林水産省・環境省告示」という。）

(2) 今般、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成25年政令第215号。以下「改正令」という。）により、特定外来生物について、

新たにカルロスキウルス・フィンライソニイ（フィンレイソニス）が追加されたこと

ヘルペステス・ヤヴァニクス（ジャワマンゲース）が、ヘルペステス・ヤヴァニクス（ジャワマンゲース）とヘルペステス・アウロプンクタトゥス（フィリマンゲース）の2種に分類されるとの学術的な変更により、ヘルペステス・ヤヴァニクス（ジャワマンゲース）及びヘルペステス・アウロプンクタトゥス（フィリマンゲース）に変更されたこと

に伴い、環境省告示及び農林水産省・環境省告示について、これらの特定外来生物に係る特定飼養等施設の基準の細目等を定めるための改正を行う。

## 2. 改正の内容

(1) 環境省告示において、特定外来生物に指定されたカルロスキウルス・フィンライソニイ（フィンレイソニス）に係る特定飼養等施設の基準の細目等を、当該種の特徴等の実態を踏まえ、既指定のカルロスキウルス・エリュトラエウス（クリハラリス）等と同等のものとする。

具体的には、以下のとおりである。

特定飼養等施設の基準の細目

おり型施設等、擁壁式施設等又は移動用施設を許可の対象とする。

飼養等の許可の有効期間

5年間とする。

届出が必要となる数量変更の事由及び届出を行わなければならない期間

飼養等をする個体の数量が増加又は減少した場合にあっては、当該事由が発生した日から30日以内に識別措置に係る情報と併せて環境大臣に届け出ること。

識別措置の内容、当該識別措置の内容を届け出なければならない期間及び当該届出の方法

個体にマイクロチップの埋込みを行い、その事実及び識別番号を証する獣医師の発行した証明書を届出書に添付し当該個体の飼養等を開始したときから(許可を受ける際現に飼養等をしている個体について、既にマイクロチップが埋め込まれている場合にあっては、当該許可を受けたときから)30日以内に、又は個体を収容する特定飼養等施設に飼養等の許可を受けたことを示す標識を掲出し、かつ、当該標識の掲出状況を撮影した写真を届出書に添付し当該個体の飼養等を開始したときから30日以内に環境大臣に提出すること。

特定外来生物の取扱方法

特定飼養等施設の外で飼養等をしないこと。

- (2) 農林水産省・環境省告示において、ヘルペステス・ヤヴァニクス(ジャワマンゲース)の種名を変更し、ヘルペステス・ヤヴァニクス(ジャワマンゲース)及びヘルペステス・アウロプンクタトゥス(フィリマンゲース)と変更する。